

# 公 示

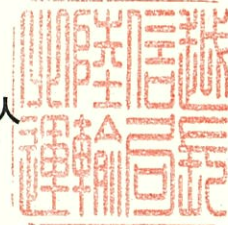
公示第13号

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」(平成14年7月1日付け公示第22号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年5月20日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について

新	旧
<p data-bbox="510 375 779 406" style="text-align: center;">公 示</p> <p data-bbox="212 427 376 454">公示第 2 2 号</p> <p data-bbox="235 523 1102 598">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="183 667 1102 790">旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号）第 2 9 条に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="291 906 533 933" style="text-align: center;">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="582 1005 936 1034" style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="627 1101 660 1129" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="190 1149 324 1177">1. 規 格</p> <p data-bbox="224 1197 1102 1276">(1) 縮尺は、<u>車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。</u></p>	<p data-bbox="1451 375 1720 406" style="text-align: center;">公 示</p> <p data-bbox="1153 427 1317 454">公示第 2 2 号</p> <p data-bbox="1176 523 2042 598">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="1124 667 2042 790">旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号）第 2 9 条に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1232 906 1473 933" style="text-align: center;">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="1523 1005 1877 1034" style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p data-bbox="1568 1101 1601 1129" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1131 1149 1265 1177">1. 規 格</p> <p data-bbox="1164 1197 2042 1372">(1) 縮尺は、<u>交通圏または 2 以上の営業区域を有する事業者にとっては、2 0 万分の 1 以上、その他の事業者にとっては、5 万分の 1 以上（ただし、市政施行地のみを営業区域とする事業者にとっては、2 万分の 1 以上）とし、国土地理院の長の承認を受けているものであること。</u></p>

(2) 製本地図（紙に印刷され製本されたもの）の発行又は電子地図（カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの）のアップデートより2年以上経過していないものであること。ただし、当該地図の発行又は電子地図のアップデートの提供がされていない場合は、最近のものであること。

(3) 国土地理院の長の承認を受けているものであること。

## 2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 営業所の位置
- (3) 病院、学校、バスターミナルの位置
- (4) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (5) 主な交差点の名称

## 3. その他

電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫すること。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。なお、この場合の製本地図は1. (2)の規定は適用しないこととするが、発行から5年以内のものとする。

### 附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地

(2) 発行年月から2年以上経過していないものであること。ただし、当該地図が発行されていない場合は、最近のものであること。

## 2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 営業所の位置
- (3) 病院、学校、バスターミナルの位置
- (4) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (5) 主な交差点の名称

## (新設)

### 附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地

図の規格等について」(平成14年1月30日付け公示第106号)  
は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則 (令和6年5月20日付け公示第13号で一部改正)

1. この公示は、令和6年5月20日から適用する。

図の規格等について」(平成14年1月30日付け公示第106号)  
は、平成14年6月30日限りで廃止する。